

官民競争入札等監理委員会

第 35 回議事録

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

第 35 回 官民競争入札等監理委員会

議事次第

日時:平成 20 年 6 月 19 日(木) 16:40~17:30

場所:永田町合同庁舎 1 階 第 1 共用会議室

1. 開 会

2. 議 事

(1) 実施要項案について

- ・就労条件総合調査

(2) 国民各層との対話(有識者ヒアリング)

- ・(社)消費者関連専門家会議 理事長 蔵本 一也 氏
- ・神奈川県官公需適格組合受注確保協議会 副会長 浦上 裕史 氏

3. 閉 会

<出席者>

(委員)

落合委員長、本田委員長代理、逢見委員、樫谷委員、片山委員、小林委員、前原委員、森委員、吉野委員

(事務局)

浜野内閣府審議官、中藤官民競争入札等監理委員会事務局長、櫻井参事官、熊埜御堂参事官、森山参事官、徳山企画官

(有識者)

- (1) 社団法人消費者関連専門家会議理事長 蔵本一也氏
- (2) 神奈川県官公需適格組合受注確保協議会副会長 浦上裕史氏

落合委員長 それでは、定刻になりましたので、第 35 回官民競争入札等監理委員会を始めさせていただきます。

最初に、監理委員会の異動について御報告いたしますが、寺田委員が 6 月 19 日付で監理委員会委員を退任され、同日付で新たに株式会社イブシマーケティング研究所の野原佐和子代表取締役社長が委員に就任されましたので、御報告をいたします。野原委員には内部管理業務分科会の副主査をお願いしたいと思います。

それでは、野原委員、簡単なごあいさつをお願いいたします。

野原委員 座ったまま失礼させていただきます。

今回から初めて参加させていただきますイブシマーケティング研究所の野原と申します。よろしくお願いいたします。

私の本業は、IT ビジネスに関する調査やコンサルティングでして、そういう意味では官民競争入札の内容に詳しいわけではないんですけども、今回、内部管理業務分科会の方では、いろいろな管理業務等を検討するという中で、その中には IT のシステムを使ってということも入ってくると考えております。いろいろなところで真新しい気持ちで参加させていただければと思っております。よろしくお願いいたします。

落合委員長 ありがとうございます。今後ともよろしくお願いいたします。

なお、現在の官民競争入札等監理委員会委員及び専門委員は、お手元にあります資料 4 及び資料 5 のとおりとなっておりますので、御確認のほどをお願いしたいと思います。

それでは、本日の議題ですが 2 つございまして、最初に、厚生労働省の就労条件総合調査実施要項案について。2 番目が、国民各層との対話における有識者ヒアリングについてとなっております。

それでは、まず、実施要項案について審議をいただきたいと思いますが、本件につきましては、これまで入札監理小委員会で審議をしていただいております。審議の結果につきましては、入札監理小委員会の小林副主査から御報告をいただくところですが、小林副主査が所用のため御欠席ということですので、事務局から説明をお願いいたします。

事務局 それでは、御説明させていただきます。資料 1 - 1 をごらん願います。この就労条件総合調査という調査は、年 1 回 1 月 1 日現在で全国約 6,200 企業を対象としまして、賃金制度や定年制といった民間企業における労働条件について調べる統計調査でありまして、従来は厚生労働省が都道府県労働局、労働基準監督署を通じて実施してきたものを、平成 21 年調査については本省でまとめて民間委託するというものでございます。

資料の最初の論点をごらんいただきたいのですが、本調査の調査方法については平成 19 年以前は調査員調査を基本とし、平成 20 年は郵送調査を基本として実施しておりました。今回民間委託するに当たりまして、当初の実施要項では調査方法については郵送または調査員によることとしまして、どちらの方法で行うかについては民間事業者の判断に任せるといってまいりましたが、郵送調査と調査員調査では、コストも違えば調査の質も変わってくるということで、厚生労働省としてどのような方法を想定しているのかを明示して

ほしいという意見が、案の公表を行った際に民間事業者から寄せられました。こちらの意見への対応としましては、「郵送又は調査員（併用も可）による」とするとともに、厚生労働省としては郵送を基本とすることとした上で、調査員を効果的に活用することを想定している、実施要項上に明示していただいたところでございます。

更に、次の論点といたしまして、郵送または調査員によるのであれば、調査員調査を基本として実施した平成17～19年調査の実績値を要求水準とするのは適切ではないかという議論がございました。実は当初、平成17～19年調査の実績を基に設定した数値、81.2%を要求水準としていたところですが、郵送調査を基本として実施した平成20年調査の実績値が68.2%ということで確定したことを踏まえまして、68.2%を上回ることを最低ラインの要求水準とし、81.2%については厚生労働省と十分連携しながら達成に向けて努力する目標として位置付けるということにいたしました。

なお、目標に向かって厚生労働省として適切に協力や指導を行っていただく上で、平成20年調査において有効回答率が低下した要因の分析をしっかりと行っていただく必要があるだろうということで、要因分析をしっかりと行っていただくという方向で努めることを厚生労働省と確認しております。

次に「2. 民間事業者の創意工夫の発揮」というところですが、この調査は標本調査であります。調査票を配付してみたところ、その時点では調査対象の要件から外れていたというような客体は調査不能という扱いになります。そういった調査不能の調査客体についても、有効回答率計算に当たっての分母に含むということでしたので、それであれば民間事業者がどんなに努力しても、その分については有効回答率の向上を図ることができないのではないかということがございました。そのため調査不能となった調査客体については、代替の標本を用いて調査票を回収するということを認めるべきではないかという御意見がございました。こちらへの対応ですが、厚生労働省として民間事業者から提案があった場合には、代替標本を提示することとすると。そのことについては、入札説明会等において説明するというのを厚生労働省と確認いたしました。

「3. インセンティブ」についてですが、今回は設定しておりませんが、前広に検討すべきではないかという御意見がございました。これに対しまして、今回については予算との関連等でインセンティブを設定することは困難であるという説明を受けまして、それについてはやむを得ないのかなと判断しましたが、今後の課題として検討していくことを厚生労働省と確認いたしました。

「4. 落札者決定にあたっての評価項目」ですが、先ほども御説明したとおり、今回調査方法については応札者が提案するということになりますが、当初、より適切な調査方法についての提案があったとしても、それを評価して加点する仕組みとなっておりませんでした。このため加点項目としまして、そちらにございます2つの項目を設定し、評価するというにいたしました。

「5. 情報開示」の関係ですが、平成20年調査から郵送調査を基本とすることに変更さ

れた影響が明確になるよう情報開示すべきではないか。特に、平成 19 年調査までに調査員業務にかかる経費、業務量等の情報を開示すべきではないかとの御意見がございました。こちらへの対応ですが、平成 20 年調査の情報開示はできないということでしたが、平成 19 年調査まで調査員業務に要していた人件費や非常勤職員が研修に要していた時間については、実施要項に追加していただくということにいたしました。

最後に、平成 20 年調査の実施状況について、確定した数字でなくてもよいから、できるだけ情報提供すべきではないかとの御意見がございまして、対応としましては督促・照会業務の実施状況についての情報を労働局から収集して整理し、実施要項に追記していただきました。また、経費を推計した資料、入札説明会において配付・説明していただくことといたしました。

また、それ以外でも情報提供を民間事業者から求められた場合には、可能な限り対応するという事を厚生労働省と確認いたしました。

事務局からの御説明は以上です。

落合委員長 ありがとうございます。

それでは、事務局からの報告のとおり就労条件総合調査の実施要項案につきまして、本日委員会で議を行うということにしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

落合委員長 それでは、異議がありませんので、そのようにしたいと思います。それでは、厚生労働省に入室をお願いします。

(厚生労働省 入室)

落合委員長 それでは、厚生労働省の就労条件総合調査の実施要項案につきまして、本委員会としてこの際何か発言しておくことがありましたら、お願いしたいと思います。いかがでしょうか。

熊埜御堂参事官 事務局からよろしく願いいたします。入札監理小委員会で取りまとめに当たられました小林副主査からのコメントを、本日欠席ですのでお預かりしておりますので、代読させていただきます。

まず、今回の事業の実施に当たってですが、平成 20 年調査において調査方法が変わったことの結果として、有効回答率が 10%程度低下したことなどを踏まえて、サービスの質等を含め、今回事業についての厚生労働省の考え方についての説明を民間事業者に対して十分に行っていただきたいと思います。

また、入札説明会などにおいて、平成 20 年調査の実施状況の情報提供を民間事業者に対して可能な限り行っていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

更に、厚生労働省において今後、平成 20 年調査において有効回答率が低下した要因の分析、平成 20 年調査のコストについての取りまとめを行っていただく方向で努めていただきたいと思います。

また、落札した事業者と厚生労働省との間で、十分情報共有をしながら有効回答率の目

標数値の達成に向かって事業を円滑に実施していただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

また、次回事業に関する検討ですが、次回事業に向けて民間事業者の創意工夫を引き出すような質の設定と、民間事業者にパフォーマンスを上げる努力をしてもらうためのインセンティブ、また、ディスインセンティブの設定について、厚生労働省で十分に御検討いただきたいと考えますので、よろしくお願ひします。

今回コメントした事項につきましては、必要に応じ、統計調査分科会において議論していただきますようお願いいたします。

以上です。

落合委員長 それでは、本件につきまして、本委員会として了承ということによろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

落合委員長 それでは、異議がありませんので、了承ということにしたいと思いますが、公共サービス改革法第 14 条第 5 項の規定によりまして、厚生労働省から付議されました実施要項案について、監理委員会としては異存がないということにしたいと思います。

それでは、これを手交したいと思います。

(落合委員長から厚生労働省へ手交)

落合委員長 実施要項の了承に当たりまして、厚生労働省大臣官房統計情報部の高原部長からごあいさつをいただきたいと思います。

高原部長(厚生労働省) 厚生労働省の統計情報部長の高原でございます。

このたびは、平成 21 年就労条件総合調査の実施要項の御審議に当たりまして、入札監理小委員会の榎谷主査、小林副主査を初めといたしまして、各委員の皆様方に精力的に御審議いただきましたことを、改めて御礼申し上げます。

先ほど事務局から御紹介がございましたように、本調査は平成 20 年調査において有効回答率が若干低下しております。これにつきましては、今後分析を進めまして、事業の円滑な実施に向けて、厚生労働省から民間事業者に適宜情報を提供し、厚生労働省と民間事業者との連携を密にして行っていく所存でございます。

御指摘のありました点につきましては、今回の事業の実施状況を十分に踏まえながら検討してまいりたいと考えております。特に、インセンティブにつきまして検討を要すると考えております点を御説明しておきたいと思ひます。

統計を一つの公共サービスととらえた場合、確保される最低限度の条件は正確性であると考えております。この正確性を確保する上で、統計の世界で経験則から特に警戒すべきはメイキングです。調査担当者が実際に調査をせず、勝手に調査票に記入してしまうということがございます。インセンティブの設定となりますと、最も必要となりますのが回収率で考えるということでしょうけれども、これを行うとメイキングを誘発するという懸念もあるわけでございます。

統計の本質はまだわかっていないことを調べるということをごさいますして、例えば、道路をつくるというようものでありますと、でき上がった道路を検査いたしまして、設計どおりにつくられているかといったことを判定することが可能なわけをごさいます。統計の場合には出てきた結果から、業務が適正に行われていたかどうかを判断することはできないわけをごさいます。メイキングが行われたかどうかを結果からだけで判定するのはなかなか難しい状況をごさいます。

したがいまして、業務プロセスの管理をしっかりしなければなりません。私どもも鋭意どのようにして管理を行えばよいのかを検討してまいりたいと思います。実は、これはある意味で会計監査とかコンプライアンスについて監査に似ているのではないかと思います。幸い、櫻谷主査は公認会計士でいらっしゃるしますので、できればいろいろ御指導をいただいたり、御意見を伺ったりしたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。

落合委員長 それでは、厚生労働省におかれましては、公共サービス改革法の趣旨・目的を実現するよう、今後一層努力のほどをよろしく願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。

(厚生労働省 退室)

落合委員長 それでは、続きまして、国民各層との対話についてというテーマ、第2番目の議題ということですが、これは今回で3回目になるわけです。本日は、2名の有識者の方々にお越しいただいております。時間の関係もありますので、最初に2名の有識者の方々にプレゼンテーションしていただいて、その後自由討議というようなやり方で進めたいと思います。

それでは、有識者の方々の入室をお願いいたします。

(有識者 入室)

落合委員長 本日は、お忙しいところ当委員会に御出席いただきまして、ありがとうございました。本委員会では、公共サービスの受益者である国民の視点ということから幅広く有識者の方々の御意見を伺うことをやってまいりまして、本日が3回目です。有識者の方々からいただいた御意見は、本委員会の審議に十分役立てたいと思っております。

それでは、本日意見をお伺いする2名の有識者の方々を私から御紹介させていただきます。

まず、最初に、社団法人消費者関連専門家会議の蔵本一也理事長です。

続きまして、神奈川県官公需適格組合受注確保協議会の浦上裕史副会長でございます。

それでは、進め方ですけれども、それぞれプレゼンテーションを順次やっていただきましてから、その後自由討議というような流れで進めたいと思いますので、よろしく願いいたします。そして、大変恐縮なんですけれども、10分程度でそれぞれプレゼンテーションをお願いしたいと思っております。

では、最初に、蔵本理事長の方からお願いいたします。

蔵本理事長 本日は、このような機会をお与えいただきまして、ありがとうございます。お礼を申し上げます。

私どもは社団法人消費者関連専門家会議という会議で、通称 ACAP という名前で活動しております。ちょうどお手元の資料の中に我々の紹介のリーフレットをつけさせていただいております。1980年10月に創立をいたしまして、内閣府の国民生活局の所轄でございます。そして、各企業におけますお客様相談室やお客様相談センターといった担当で組織した会でございまして、企業と消費者の間の架け橋になるべくいろいろな活動しております。活動内容等につきましては、お手元のパンフレットをごらんいただきましたら、我々が企業向けの活動、消費者向けの活動等を行っているのをごらんいただけたと思いますので、どうぞよろしく申し上げます。

それでは、本日の発言に移らせていただきます。

まず、「1. 公共サービスに関する考え方」ということで資料をごらんください。まず我々は、公共サービスは行政が行うものという考え方から脱却しようと考えています。やはり企業、NPO、NGOといった非営利特定法人、市民団体、いわゆる官民が協力して取り組むべきテーマということで考えております。そして、官民協働による自立した市民社会の形成を促すような方針で臨むべきではないかと考えております。

次に「2. 改革に向けた官民競争入札、民間セクターの活用に関して」。まず、これについては4つの条件整備が必要ではないかと考えています。官民競争入札を行うことは非常に意義がありますが、このような4つの条件が確保されないと実質的には機能しないのではないかとということで、まず1つ目が、入札の公正な競争条件の確保ということで、民間セクターにとって提案することが過度な負担にならないような申請方法が準備されると。それから、審議・判定が公明・中立・公正に行われることが必要であるということで、専門知識を有する中立的な組織が必要ではないかと考えております。

2番目が、民間セクターの活用を下支えする厳正な評価基準ということでございます。やはり応札の動機、理由や活動実績、組織としての理念、特徴、自己統制能力、信頼性等厳正に評価・確認することが必要ですので、何らかの形で応札資格基準を作成し、明示することが求められると考えております。

3番目ですが、規制の緩和・廃止ということで、やはり関連する諸規制の緩和・廃止等によって、官の場合と同じ条件下で民間が活動可能となるような必要があると考えております。

4番目が、委託サービス事業に関するモニタリングの実施ということで、委託サービス事業が所定の目標に向けて効率的な活動を実現しているかというのを常に定期的にモニタリングし、評価することが必要であると考えております。そして、コストパフォーマンスやサービス対象者の満足度等を常に検証し、期待どおりの結果に結びついているかを検証すべきだと考えています。

「3．公共サービスに民間の創意工夫を活かせる分野」ということで考えました。公共サービスの分野ということでは、全分野にわたると言ってもいいのではないかと考えております。ただし、これは民間の方が官よりもすぐれていると言っているのではなくて、民間には官にない民の特徴があります。それをそれぞれ相互利用、補完利用することによって、公共の利益に合致するような活動をするという意味でございます。

具体的な分野としましては、公共施設の運営、病院、廃棄物処理施設、学校、社会福祉施設、その他スポーツ施設とか運動場とか運動公園等の運営も入るのではないかと考えております。これは、費用の有効活用、利用者目線に立ったサービスを提供するという意味でも必要だろうと考えております。

2番目には、相談対応サービスの分野におきまして、住民票、戸籍謄本、パスポート発行等の業務、並びに行政相談の受付、観光案内、消費者苦情相談受付といった分野が考えられるのではないかと思います。現在でも各地方自治体におきまして、消費生活センターなどは一部の地方自治体では民間に委託されているところもありますが、多くの自治体では現在まだ市町村の職員の方が担当されていると。しかも、余り資格をお持ちでないような未経験の方なども対応されていると聞き及んでおりますので、こういった部分についても民の力を活用していただくことが可能であれば、対応していただきたいと考えております。

3番目、人材教育、あっせんという部分で、職業訓練、人材職業紹介といった部分については、民間の情報ネットワークを更に利用していただくことによって、より高度な業務ができるのではないかと考えています。

「4．市場化テストの候補として考えられる分野」ということで、まず、具体的な候補としましては、事業運営体制が整っていること、活動に関する知見、経験、実績があること、組織の信頼性が高いことなどが検討されるということで、国土・環境再生事業、学校給食、病院・介護施設のサポートサービスといったものが考えられるのではないかと思います。

「5．今後の公共サービスに求められること」ということで、一方的に官にのみ頼る社会ではなくて、自治・自立・自己責任のもとで公共や市民社会、市民自らが担っていくという気概と行動が顕在化される姿を具現化することが大切であると考えています。そして、民間セクターの活用は、その目的を実現する道程の中にとらえられるべきものと考えております。

そこにおける留意点としましては、価値提供型から価値創造型サービスへの転換ということで、民間セクターに期待されている創意工夫とは、単に費用面の削減、効率化のレベルにとどまらない画期的な発想転換を視野に入れた企画であると考えております。

次に、サービス事業における費用対効果の検証、PDCA サイクルの導入ということで、やはりコストパフォーマンスの検証という意味ではPDCA（Plan - Do - Check - Action）というサイクルを厳格に実行して、その都度必要な改善を積み重ねていくことが大切であ

ると考えています。

そして、その検証においては、関連する民間セクターの参画を求めて、公共サービス活動が全市民的な理解と指示を受けて推進されていくように考えるべきであると考えております。

以上で発表を終わらせていただきます。ありがとうございました。

落合委員長 ありがとうございました。

それでは、続きまして、浦上副会長からお願いいたします。

浦上副会長 お手元に資料を用意させていただきましたけれども、私は神奈川県のお公需適格組合受注確保協議会という、非常にいかめしい名前のついている団体の副会長を仰せつかっておりますが、実は、全国に官公需適格組合というのが 500 ほどありまして、そのうちの 50 ぐらいが神奈川県にございます。その副会長を仰せつかけているんですが、地元では神奈川県相模原市の中に事務用品協同組合というものを持っておりまして、相模原市が調達する文房具、什器等を一括随意契約で受注をいただいている団体でございます。その理事長をついこの間までさせていただきました。

単純にわかりやすくということで、相模原市における事例を出させていただいたんですが、実は、相模原のお公需の受注をしたときに、契約課の人が 1 人要らなくなった。つまり、随意契約で相模原じゅうの文房具をお宅の組合に発注を出すから、うちの方は事務員が 1 人いなくなるから 1,000 万円ぐらいの節約になったよということで、私どもは評価をいただいたんですね。ところが、相模原は現在人口は 70 万人で、平成 22 年 4 月に政令指定都市を目指しております。皆さん東京近郊の方はわかりだと思えますけれども、私は JR 相模原駅の近くなんですが、相模湖 IC まで相模原市になったんですね。そうすると、配達にあそこまで持っていけと言いますと、車で 1 時間かかるんですよ。同じ市内の仕事を私どもは仲間でエリア別にしまして、近くの者が納品するというような形でいろいろな形をとるということで、行政からするとガソリン代もかからないし、組合に頼めば簡単に納品できるなということで私どもも受注を受けたという経緯がございます。こういった例が全国的には非常に少ない。ある部分では、ガソリン代が高いと言いながら、そういう発注の仕方あるいは受注の仕方に系統的にまだまだなっていない。こういったことを是非皆さんの方も御理解いただきたいという点が一つでございます。

もう一つ、私は商店街の理事長を仰せつかっておりまして、自動的に観光協会の監事を仰せつかっているんですが、観光協会が年間 3,000 万円ぐらいのお金を使っているんですね。この事務局が市役所の中の経済部にあるんです。7 ~ 8 人の人間がかかわっております。そういった事務局を私どもの相模原市が幾つかの団体を持っているんですね。最近では、そういう事務局を地元が持つてはいけないということで表へどんどん出されているんですが、たまたままだ市役所が事務局を持っている、これから法人化を検討するのに単式簿記なんですね。私どもは複式簿記で当然、決済をするべきだろうと申し上げているんですが、職員課に言わせると、簿記の何級かを持っている職員はいるんだけど、経済部

に簿記のわかる人間を配置していない。だから、複式簿記だけの決算はできないんだと。では、複式簿記の決算をするにはどうしたいのかというと専門家をお願いすると。どうして行政はそういうばかなお金のかかることをやるんだと。もっと市役所の中にいる人材を有効に使うということを自らが考えていない。

逆に言いますと、ものを買う方法にしてもしかりでございまして、いろいろな部分で地元との意見交換ができるような、そういったことをする必要あるだろうと。例えば、先ほどの団体でございますけれども、新聞紙上を若干賑わしておりますが、相模原市役所でも職員がお金の使い込みをやったと。使い込みをするのは大体そういう事務局の職員なんですね。公金ではなくて準公金として持っているものを何人かの職員が管理することによってそういうことが発生する。ある銀行がキャッシュカードの金額を50万円までと、オレオレ詐欺の影響で下げてきたわけですよ。そうすると、今度は団体事務局は何百万円かのお金をやるためにはキャッシュカードで振り込みができなくなる。つまり、文書振り込みになりますから、手数料が上がる。そういった形での費用がアンバランスになっているわけです。

ですから、私ども表の人間からすると外的要因がどんどん変わったのに、役所の内部あるいはそういう官の内部が余り変わっていないんじゃないか。そう言いながら、市場化テストというのは私もよくわからない部分ではございますけれども、指定管理者制度というのは相模原市もやるわけです。その中には、一部でございますが相模原市が資本を出した団体でないと指定管理者に応募できない。ということは、初めから外郭団体以外は応募するなどなっている。これはおかしいんじゃないかという部分もございます。

そういった意味で、世の中がいろいろな形で変わっているということは、地方公共団体、例えば神奈川県や相模原市と考えたときに、まだまだその辺の理解がされていないんじゃないかと感じているということでございます。

もう一つ、相模原税務署でございますが、確定申告の業務がここ数年こういったテーブルの上ではできなくなりました。このテーブルに足をつけまして、立ってやれと。座らせると長くいるから立たせるんだというのが、今の財務省としての考え方。この間、税務署の署長さんがおっしゃるには、これから税務署に来る方は事前に電話をよこしなさいと。電話をよこせば相談時間を指示するから、その時間に来いと。税務署って一体何なんだというような部分が今、税務署で行われているわけです。そこの税務署の署長さんが辞めるときに言ったのは税務署を民間委託したいなど。つまり、それだけある部分でのサービスですとか、徴収といったことに対する専門的な業務にシフトしているのかなと考えますと、一般納税者に対するサポートというのはどうなっているのかと思うわけです。

例えば、そういった意味で窓口サービスの部分、実は相模原の中の県の出先が合併を伴いましてどんどん減ってしまいました。神奈川県が調達する部分につきましては、地元での入札が非常に少なくなっております。電子入札というのは非常にいい部分だと思いますけれども、地域の部分での仕事を受ける。言うなら雇用とそういう意味での地域活性化が

どうもリンクしなくなっているんじゃないかと。特に、私ども官公需適格組合といっても、そういった部分で理解されない。法律的にはそういうルールがあっても、指定管理者制度ですとか市場化テストという部分に、では、どういうふうに申し上げれば市場化テストに採用していただけるのか、そういった部分のガイドラインが見えていない。勉強していない私どもが悪いんですけども、そういった意味で、地域の活性化を基準とした事業の仕分けという部分がどういう部分であるのか、もう少しお互いがコミュニケーションがとれる部分というのを、そういった部分で地方公共団体等にも明示していただきたい。

あるいは、国の出先が今、独立行政法人になっております。実はある国の機関と取引するのに、随意契約という契約書を交わしたところがございます。私どもの会社でございますが。そのときにおっしゃられたのは、最終的に請求書を出すときに合い見積もりでくれればいいよとおっしゃるわけです。私どもの考えからすれば、競争性を言うところがありながら、何でそういう部分に逆行したことをまだ出先でやっているのかなという部分がございます。ある部分では、出先を重要視していただいているからそうなんだと思うんですけども、いろいろな形の中でのものを調達する仕方、実は私どもの業界にはアスクルという制度がございます。これは地元の業者が窓口になって東京あるいはそれぞれの出先から商品が届く。一部、東京などはその日に来るので「キョウクル」というような言い方にもなるんですが、つまり地元の業者は要らないんですね。そういった形中でのものを調達できるとなると、地域でそれぞれ支えている商店街だとか私どもの官公需適格組合の存在価値がなくなってしまうわけです。かといって、現実問題そういった部分で支えていることもあるわけですから、どうすれば共存していけるのか。

ある部分で一つの考え方がございます。大手の会社が事務用品を調達するのにコンサルタント会社を入れて全国を1か所で調達するようになりました。その代わりに、地方ではものを購入しなくなってしまった。そうすると、こういった状況が諸官庁でも行われますと、調達は1か所でやった方がいいのか、あるいはバラバラでやった方がいいのか。

もう一つ相模原の例を申し上げますと、私どもは相模湖ICのすぐそばまで商品を持って行っているのに、文房具屋、電気屋、金物屋あるいは本屋が全部やっているわけです。それぞれ車が毎日走っている。では、どうしてこういうものを1つにして、新しいものを買うシステムとして合理化していかないのか。ガソリンの高い部分があるわけですし、ある部分では最近、学校に入るときも全部住所・名前を書かないと入れないんですね。それであれば、昔アメリカでそういうやり方があると聞いておりましたけれども、朝9時前の早朝に高齢者や外国人や女性の方々が荷物を一括して、前日の夜に用意し、朝一番でそれぞれの出先や学校に届けば、そこでかちっとドアを開けると、そこに書類や商品が全部置いてあるというようなやり方もできるんじゃないか。いろいろな意味で雇用を確保しながら、そういったことを是非何とかやっていただきたい。特に、地元で指定管理者制度という形をいろいろ出すわけですけども、評価をする方が地元のお役人さんで、その後の部分がどうもよく見えない。そういったものを是非やっていただきたい。相模原は政令

指定都市を目指しておりまして、相模原は港がない唯一の政令指定都市としてこれから機能したいとも考えています。いろいろな意味での経済特区という考えもあるわけですが、事業の仕分けという形を役務ばかりがどうも市場化テストの対象になっているようにございますけれども、役務というのは非常に評価が難しいわけです。特に、そういった意味の評価もしながら、あるいは雇用を確保しながら、それぞれの地域が商売ができるような形で、是非これから私どもに明示していただきたいとお願いさせていただきまして、私の意見とさせていただきます。ありがとうございます。

落合委員長 どうもありがとうございました。2人の有識者の方々からプレゼンテーションいただきましたので、あとは自由討議といたします。御質問・御意見等よろしく願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

森委員 蔵本理事長にお聞きしたいんですけれども、たまたまいわゆる商品の安全・安心ということが今大変大きな課題です。特に相談業務等に対して、例えば、ACAP としてはたくさんの人材と過去のいろいろなケースの蓄積があると思うんですが、ある面ではこれからますます、例えば「地方自治体にそういうものが広く求められるようになってきます。そういうことに対してのおたくが持っていらっしゃるいろいろな機能とか、人材を活用できるような体制はお考えになっていらっしゃいますか。

蔵本理事長 特に、今現在、例えば製品事故が起きたと仮定いたしますと、被害を受けた方は相談をされるに際して2つの方法があると思うんです。一つは、各地方自治体における消費生活センターへお話を持っていかれる、もしくは企業に直接連絡されたりという方法があります。ただ、そのときに地方の消費生活相談センターに御相談されたときに、やはり非常に高度な機械とか化学の分野というのは判定ができないといったときには、やはり我々の団体等に御連絡をいただいたときに、OBや研究所等の設備がございますので、原因がどこにあるかという判定をするときに協力させていただくというのはやぶさかではございません。また、そういったことについても我々は今後取り組んでいくことが必要ではないかと考えております。

もう一つは、そういった形で各地方の消費生活センターの皆さんと我々の団体との協働と申しますか、そういったものについても勉強会を実施したりとかそういうことも今後の方向性としては考えられると思います。

以上です。

落合委員長 ほかに御意見・御質問等をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

榎谷委員 蔵本理事長にお聞きしたいと思います。3ページに書いてあります価値提供型から価値創造型サービスへの転換の中で、「費用面の削減、効率化のレベルに留まらない画期的な発想転換を視野に入れた」と書いてあるんですが、具体的にもうちょっと御説明いただけたらと思いますが、確かに私もそうだと思うんですが、イメージがわからないところもありますので教えていただければと思います。

蔵本理事長 非常に概念的な書き方をしておりますので、御理解いただくのは難しいかと思うんですが、民間には自由な発想というのがありますので、規制とかルールにとらわれない発想をすることによって、新しい付加価値が創造できるのではないかと。単に民間を活用していただくことによりまして、費用面の削減とか効率化のみならず、新たな商品、付加価値、サービスといったものが民間の自由な発想から生まれてくると。そういったものが今後望まれていくのではないかと考えております。

榎谷委員 もう一つ、同じく蔵本理事長に。4番目の市場化テストの候補として挙げられる分野の中で(1)で「国土・環境再生事業」と書いてありますが、農地だとか山林だとか海洋、河川と書いてあり、非常に面白いと思っているんですが、これももうちょっと具体的に、例えば、農地の中のどの部分をやるのか、その辺何か具体的なものがあれば、イメージがわからない部分がありますので。

蔵本理事長 農地の分野では、農業分野における株式会社の参入が認められるようになりました。そうすることによりまして、今現在、民間の活用という意味では食料の自給化といったものについて民間の知見を利用させていただいて、地域の農業協同組合との民間企業との連動というのが今後考えられるのではないかと考えております。

榎谷委員 これはパブリックがやっている農地とか河川の管理とか、そういうようなイメージを持っていらっしゃるんですか。

蔵本理事長 はい、それについても民間の活力をもっと活用すべきであると考えております。

落合委員長 ほかにございますか。

森委員 浦上副会長にお聞きしたいんですが、先ほど協議会というのは役所との間に随契とおっしゃいましたよね。しかし、今私ども自治体では随契というのはやらないように、いわゆる一般競争入札というようなこと、また、そうしなければいけないというようなことがございます。しかし、逆に、地域のいろいろな地場の企業あるいは事業所を育てていかなければいけない。ある面では全然違うわけですね。そういう中で随契に対して協議会としては、やはりこれからも随契でやっていった方が事業として存続できるというお考えなんですか。

浦上副会長 実は、官公需法という法律に基づいて、文具・事務用品は官公需法の中の特定品目に入っていますので、随意契約が結べる商品になっているんですね。そういったものが昔から法律上あるんですけども、現実の価格から言いますと、一般競争入札をした価格よりも安い価格での契約にはなっております。非常に変な言い方ですけども、相模原市じゅうを配達するとなると400か所ぐらいあるんですね。これを地元の業者1社がどんなに頑張っても、例えば3日間で納品してこいと言われても無理です。そういったものを支えるために、地元の文具屋18社で協同組合をつくりまして、経済産業省に官公需適格組合という特別な部分での申請をして、許可を得ているという団体ということで評価をいただいているわけです。ですから、脚単に言いますと、10年前に収めたロッカー

の鍵がなくても、組合にいればちゃんと鍵も調達しますし、どこかの業者がつぶれても組合がしっかりしている以上きちんと対応するということで、常駐の事務局もありますし、事務局も商工会議所の中にございます。そういった意味での特別ルールの中でやっている団体でございますので、そこを評価していただいているというわけでございます。

吉野委員 入札はやったことがあるんですか。

浦上副会長 ですから、以前は入札だったのを、相模原市さんの方に御配慮いただいて随意契約という形に変えさせていただきました。

吉野委員 そのときの随契の価格は、競争入札をやってきたときの価格を参考にしたのですか。

浦上副会長 はい。ですから、先ほど申し上げましたアスクールが幾ら、どこが幾ら、どういう形でこういうふうにやっているから、この金額ならば問題ないということで、私どもの方も価格提示をしておりますし、現在の紙の値段等につきましては、逆に言うと価格は安過ぎて逆ざやになっております。

吉野委員 ちょっと参考のために。官公需法の地域への発注比率は今年度は確か 51%だったと思うのですが、相模原の場合にこの 51%分をそちらの組合の方に発注するということなのですか。

浦上副会長 私どもの方で特定品目、例えば、文房具で 180 品目、紙類で 20 品目ぐらいだけに限って、それ以外には什器、机とかいすとか。はっきり言いまして、A 小学校に収めた机が 3,000 円で、B 小学校は 5,000 円では困るわけですよ。そういった部分である部分での価格も決まっていること、あるいは行政の中でもレイアウト工事の変更があったときに、工事ごとに金額が変わると困るわけですよ。例えば、ここにパーテーションを 1 本立てるのは 3,000 円ねと決めてかかるとか、壁に穴を開けて固定するのは 2,000 円というように、ある部分でのガイドラインを決めて、それで随意契約という形をとっているということです。ですから、ある部分では特殊な例という言い方をよくされます。ですけれどもルールどおりにやっております。

榎谷委員 浦上副会長にお聞きしたいんですが、今のお話だと随意契約であるけれども、価格については合理性についてちゃんと検証されていると理解してよろしいですか。

浦上副会長 はい。いろいろな部分でそのようにおっしゃられるものですから、毎回毎回いろいろな価格についての提示は現状ではこうなっています、本来ならばこうですけども、今の価格は抑えていますとか。この間紙の問題がありましたね。再生紙偽装のときにも、相模原市役所は問題なく安定供給を私どもでさせていただきました。

榎谷委員 そのように検証されているので、随意契約といってもということですね。それから、競争入札に行ってもそれぞれ案件ごとに違うので、トータルで見ると必ずしも合理的なものとは限らない場合もあるということですね。

浦上副会長 ただ、私どもも N P O さん等と第三者評価ができるような形を行政とつくりたいと、やはりその辺がまずいんじゃないかという意見交換は今させていただいている

ところ。まだそれをして一般分がまだ2年経っておりません。什器・備品はもう5～6年やらせていただいています。

吉野委員 先ほど、入札資格を行政側が出資したところに限っているとされましたが、あれは何についてですか。

浦上副会長 指定管理者です。

吉野委員 参考のために教えていただきたいんですが、そこには役所から天下っていますか。

浦上副会長 はい、天下っています。ですから、問題なんじゃないかなと思っているということです。

落合委員長 まだまだ御質問あるかと思えますけれども、予定した時間が残念ながら参りましたので、本日の有識者からのヒアリングは終了ということにさせていただきたいと思えます。

蔵本さんと浦上さん、本当にお忙しい中おいでいただきまして、誠にありがとうございました。冒頭にも申し上げましたように、貴重な御意見は本委員会しとても大いに活用していきたいと思えますので、また今後ともよろしく願いいたします。どうもありがとうございました。

それでは、本日の監理委員会はこれで終了とさせていただきます。どうもありがとうございました。